

事 務 連 絡
平成18年 6月 1日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

乾燥野菜等の残留農薬等に係る検査について

標記については、従来からモニタリング検査等を実施しているところですが、実施に当たっては下記の点に留意の上、その運用に遺憾のないよう対応方お願いします。

なお、食品衛生登録検査機関協会に対して別添のとおり連絡していることを申し添えます。

記

1 検査にあたっての留意事項

乾燥野菜等の残留農薬等にかかる検査を行う場合であって、検査農薬等が当該乾燥野菜等において食品衛生法第11条第1項に基づく残留基準が設定されていない場合には、検出値を生鮮品の基準値と比較する必要がある。このため、検査における抽出・精製効率を考慮し、できるだけ生鮮品と同様の状態で行う観点から、粉碎後のサンプルに、五訂日本食品標準成分表（文部科学省）等の信頼性のある水分含量の公表データを参考として必要な水分を予め添加し、膨潤させた後に抽出操作を実施することとし、その検査結果を分析値とすること。

また、残留農薬等の検査と合わせて当該品の乾燥状態での水分の測定を行い、成績書には残留農薬等の分析値とあわせて、予め水分を添加し検査を実施した旨、乾燥状態での水分含量、試験に供したサンプル量、添加した水分量及び根拠とした水分含量データを記載すること。

2 食品監視担当課における判定の際の留意事項

1による検査の結果、分析値が生鮮品の基準値を超える場合には、五訂日本食品標準成分表等の水分含量のデータと当該乾燥野菜等の原料に使用した生鮮野菜等に含まれる水分含量とが異なる可能性があることから、輸入者に対し原料の生鮮品が基準値を超える可能性があることの説明を行い、当該乾燥野菜等の原料に使用した生鮮野菜等の水分含量に係る資料を求めること。

提出のあった資料から当該乾燥野菜等の原料に使用した生鮮野菜等の水分含量が、参考に用いた五訂日本食品標準成分表等の値と異なる場合には、当該乾燥野菜等の原料に使用した生鮮野菜等の水分含量を用いて改めて換算を行った上で食品衛生法の適合について判定すること。

(別添)

事 務 連 絡

平成18年 6月 1日

食品衛生登録検査機関協会 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

乾燥野菜等の残留農薬等に係る検査について

標記については、従来から検査命令等を実施しているところですが、検査方法の統一を図る観点から、実施に当たっては下記の点に留意の上、その運用に遺憾のないように、全国の登録検査機関への周知方をお願いします。

記

乾燥野菜等の残留農薬等にかかる検査を行う場合であって、検査農薬等が当該乾燥野菜等において食品衛生法第11条第1項に基づく残留基準が設定されていない場合には、検出値を生鮮品の基準値と比較する必要がある。このため、検査における抽出・精製効率を考慮し、できるだけ生鮮品と同様の状態で行う観点から、粉碎後のサンプルに、五訂日本食品標準成分表（文部科学省）等の信頼性のある水分含量の公表データを参考として必要な水分を予め添加し、膨潤させた後に抽出操作を実施することとし、その検査結果を分析値とする。

また、残留農薬等の検査と合わせて当該品の乾燥状態での水分の測定を行い、成績書には残留農薬等の分析値とあわせて、予め水分を添加し検査を実施した旨、乾燥状態での水分含量、試験に供したサンプル量、添加した水分量及び根拠とした水分含量データを記載すること。